

VI 一般会計負担の考え方

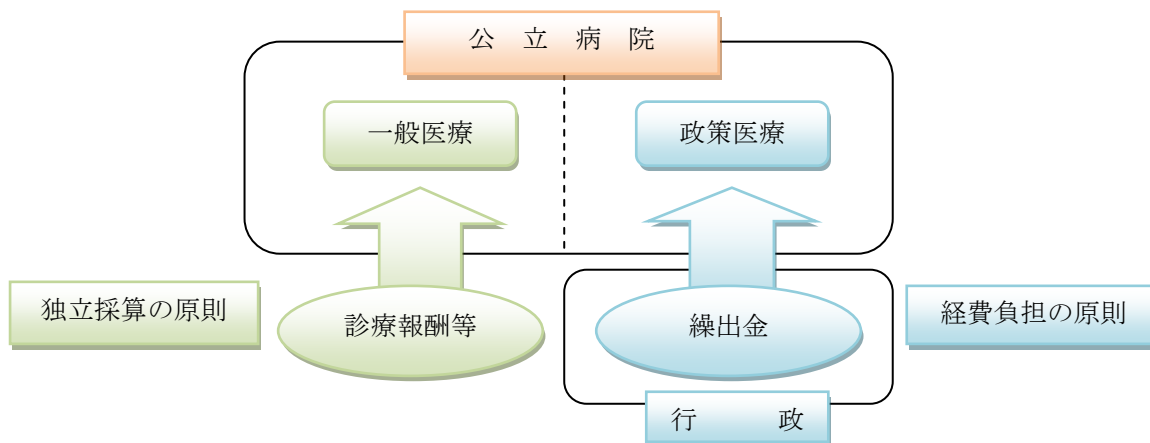
1 独立採算の原則と経費負担の原則

地方公営企業として運営される公立病院は、企業としての経済性を最大限に発揮し、本来的には自らの経営による受益者からの収入をもってサービスを提供するための経費に充てなければならないとする「独立採算の原則」が適用されています。

一方、次に掲げる経費については、当該自治体の一般会計が負担すべきものとする「経費負担の原則」を定めています。(地方公営企業法第17条の2・第17条の3)

- 自治体が直接経営する性格から、本来受益者負担になじまず一般行政として行うべきものを効率性や技術上の理由から企業業務とあわせて行う事務で、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 公共的な見地から行うことを要請される活動に要するもので、経費そのものの性質としては受益者負担によって賄われることが適当であるが、いかに能率的な経営によっても事業の採算性を求めることが客観的に困難なものと認められる経費
- 災害復旧その他特別な理由により必要がある経費

これらの「独立採算の原則」の例外となる経費については、具体的には総務省から示される「地方公営企業繰出基準」に20項目が列挙されるとともに、それぞれ基本的な考え方が示されており、その所要額の一部は毎年度地方財政計画に計上され、国から一般会計に対して地方交付税等による財政措置があります。



2 一般会計が負担すべき経費

(1) 一般会計における経費負担の基本的な考え方

市民病院は、地域の基幹病院としての役割を果たすため、今後も救急医療、高度医療、小児・周産期医療など地域に必要な医療を政策的に提供していくこととし、このうち本来一般行政が行うべきものや能率的な経営によっても不採算となる医療について、国の基準を概ね基本としながら一般会計が負担すべき経費として次の 11 項目を定め、その範囲や算定基準を明確にします。この経費は、一般会計繰出金として病院事業会計に支出されます。

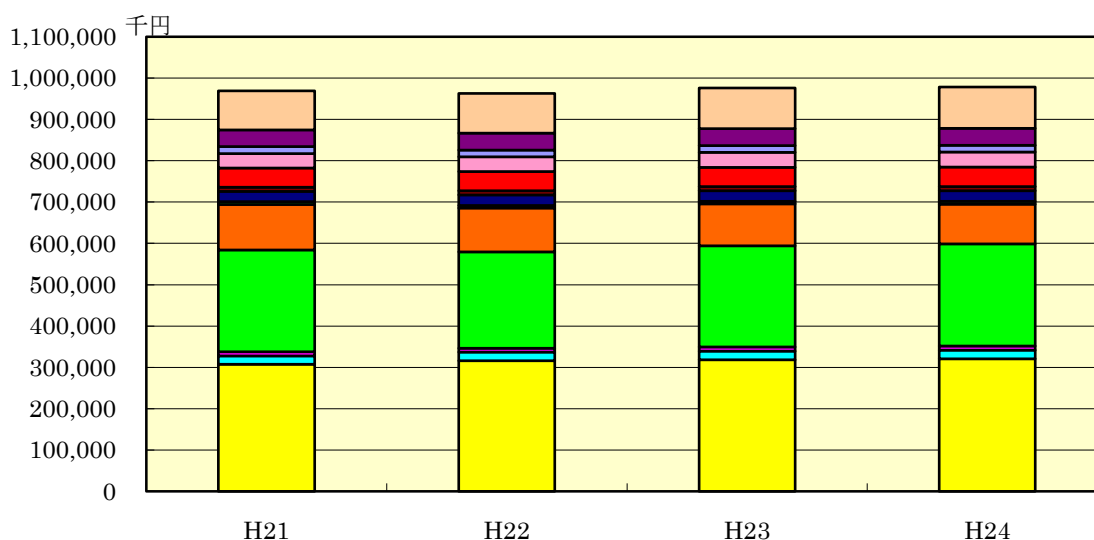
なお、事業の運営にあたっては、企業として常に採算性向上のための創意工夫を重ね、行政負担の縮減に努めることとします。

(2) 一般会計繰出金の内訳

負担項目		算定基準
①	救急医療の確保に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 救急患者専用病床確保のための空床補償 1 次、2 次救急医療体制確保に係る医師、看護師の person 費等運用経費
②	保健衛生行政事務に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携に係る person 費 医療相談、在宅復帰支援に係る person 費
③	小児医療に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 小児科病棟運用に係る収支不足分
④	高度医療に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 高度医療機器導入及び運用管理経費 特殊医療（リハビリテーション医療）運用に係る収支不足分 集中治療室（急性期治療室）運用経費
⑤	病院の建設改良に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 企業債元金償還額の 1/3 平成 14 年度発行分までの企業債利子の 2/3 平成 15 年度発行分からの企業債利子の 1/2
⑥	公立病院附属診療所の運営に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 泉郷診療所運営に係る収支不足分 支笏湖診療所運営に係る収支不足分
⑦	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 研究図書費及び学会、研修参加費等の 1/2
⑧	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に基づく共済組合追加費用支出額

⑨	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	・ 職員の基礎年金拠出金公的負担分
⑩	院内保育所の運営に要する経費	・ 院内保育所運営に係る収支不足分
⑪	医師確保に要する経費	・ 医師確保に係る人件費増高分 ・ 医師事務作業補助者人件費 ・ 休日、夜間分娩体制確保に係る産婦人科代替医師の人件費等 ・ 医師の募集、採用に係る経費 ・ 医師住宅の整備及び確保に係る経費

(3) 一般会計繰出金の推移



救急医療業務	保健衛生行政事務	小児医療業務
高度医療増嵩費	企業債利子償還	泉郷診療所運営費
支笏湖診療所運営費	研究研修費	共済組合追加費用
基礎年金拠出金公的負担経費	院内保育所運営費	医師確保対策経費
企業債元金償還		

区 分	H21	H22	H23	H24
救 急 医 療 業 務	307,247	316,223	318,275	320,343
保 健 衛 生 行 政 事 務	20,640	20,816	20,994	21,174
小 児 医 療 業 務	9,479	9,193	10,063	10,257
高 度 医 療 増 嵩 費	246,372	232,961	244,692	246,911
企 業 債 利 子 償 還	110,465	106,108	101,142	96,176
泉 郷 診 療 所 運 営 費	6,467	6,663	6,855	7,044
支 笏 湖 診 療 所 運 営 費	25,260	25,391	25,519	25,644
研 究 研 修 費	9,855	9,905	9,955	10,005
共 済 組 合 追 加 費 用	46,307	46,493	46,678	46,865
基 礎 年 金 拠 出 金 公 的 負 担 経 費	35,116	35,463	35,814	36,168
院 内 保 育 所 運 営 費	16,737	16,737	16,737	16,737
医 師 確 保 対 策 経 費	40,754	40,754	40,754	40,754
企 業 債 元 金 償 還	94,134	96,068	98,041	100,056
合 計	968,833	962,775	975,519	978,134